

岩朝病院

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 岩朝病院 通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、通所リハビリテーション等を提供することによって、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当院では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法または言語聴覚療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当院では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当院では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当院では、明るく家庭的雰囲気重視し、「和顔愛語」をモットーにサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当院が得た利用者の個人情報については、当院での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 当院の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- 一 名称 岩朝病院
- 二 所在地 徳島県鳴門市撫養町立岩字元地 280

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- 一 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上
利用者の診療及び医学的管理を行う。
- 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う。
- 四 看護職員（看護師・准看護師）または介護職員 1名以上

利用者の看護または利用者の日常生活の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- 一 日曜・祝祭日及び国民の休日、12月31日から1月3日までを除く毎日。
- 二 営業時間 (月)～(土)9時～16時
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。
- 三 サービス提供時間 (月)～(土)9時～16時

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は20名とする。

(通所リハビリテーション等の利用料その他必要な費用の額)

第7条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - ・散髪代 実費1,800円～2,200円(業者指定の金額)
 - ・おむつ代 実費
 - ・通常の事業の実施地域を越えた場合の送迎費 実費
 - ・日常生活において、通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は鳴門市、松茂町及び北島町・藍住町・徳島市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、施設の規則を守り、喧嘩、口論又は暴行等他の利用者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 二 利用者は、施設の設備及び備品の利用に当たっては、職員の指示または設備等の取り扱い要領に従い、適正な方法により当該設備等を使用すると共に事故のないよう細心の注意を払わなければならない。
- 三 利用者は、火気の取り扱いに十分留意しなければならない。
- 四 利用者は、施設内の環境衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時及び事故発生時における対応)

第10条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変や事故発生があった場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、必要な処置を講じるものとする。又、搬送の必要がある時は、協力病院と連携して行う。

- 2 前項に規定する手当等を行った場合には速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。又、場合により市町村に連絡するものとする。

(非常災害対策)

第11条 防火管理者は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施する。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体の拘束等)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当事業所は、通所リハビリテーションサービス提供中に、当事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、従事者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用時から3ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年6月1日より施行する。